

知 事 意 見 (要 綱)

平成 17 年 7 月 15 日

公共関与臨海部新処分場整備事業に係る環境影響評価準備書について、関係市長及び関係地域住民並びに岡山県環境影響評価技術審査委員会の意見を勘案し、慎重に検討した結果、意見は次のとおりであるので、環境影響評価書に反映させるとともに、事業の実施に際しては環境影響評価準備書で明らかにした環境保全対策の実施はもとより、環境保全上必要な措置を講じることとされたい。

記

1 事業計画について

最終処分場に関しては、可能な限り延命化を図るとともに、覆土等には公共残土を利用するなど環境に配慮した計画とすること。

2 環境影響の低減について

本事業の実施に当たっては、瀬戸内海の海域環境や自然環境への影響を極力低減するよう特に配慮すること。

また、本事業は既存最終処分場の継続事業として計画されており、本事業の実施により地域に与える環境影響が長期に及ぶことになるため、一層の環境負荷の低減に努めること。

3 その他

事業計画や環境管理報告については、地域に対して積極的な情報提供に努めること。

なお、作成する図書等は図表を多用し、分かりやすい内容となるよう創意工夫すること。

4 指摘事項について

別掲の指摘事項についてそれぞれ検討し、適切に対処されたい。

指 摘 事 項

1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

(1) 大気質

廃棄物搬入ルート複数化を検討し、可能な限り廃棄物搬入車両の分散を図り、大気質や騒音・振動等への負荷を低減すること。

大気質（粉じん）の環境管理計画について、調査時期が明確になるよう、環境保全措置を講じることが必要となる粉じん発生の状況を具体的に記述すること。

窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出係数について、大型車類の一般車輛と本事業関連車輛に差が生じる理由を、算出過程を示して分かりやすく説明すること。

光化学オキシダントを環境影響評価項目として選定しない理由を説明すること。

(2) 水質

護岸工事の施工に当たっては、周辺漁場等に影響の及ぶことがないように、シルト層からの巻き上げ等による濁りを十分監視するとともに、濁りの発生を極力抑制すること。

浸出水処理施設の維持管理の徹底を図り、管理目標値の遵守及び一層の濃度の低減に努めること。

また、処理施設は既設のものを使用することから、事業の実施経過年数に伴い、放流水質データを検証の上、必要に応じ処理施設の更新、増強等を検討すること。

なお、関係法令の改正により、新たに排水基準項目が追加された場合には、当該項目を調査対象として追加すること。

本事業は既存最終処分場の継続事業として計画されており、浸出水処理施設についても既設のものを利用することから、過去の浸出水処理水質の実績値の記載項目を充実させること。

また、過去の浸出水処理水水質（SS及び全窒素）の最大値が新管理目標値を超えていることについて、その原因を示し、運転管理による新管理目標値を満足することが可能とする理由を具体的に説明すること。

(3) 水底の底質

底質調査については、埋立完了後にも調査を実施し、周辺環境への影響について検証すること。

2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

特記すべき動物種（鳥類）の確認記録について、事業実施区域及び資材搬入路との位置関係がわかる図面に、確認地点及び飛翔経路の図示を検討すること。

事業実施に当たっては、周囲に貴重な動物種が生息する良好な生態系が広がっていることに留意すること。

3 その他

評価書において、維持管理における法的要求事項及び自主的チェック項目を分かりやすく示すこと。